

違反対象物の公表制度

令和2年4月1日から運用開始

建物を安心して利用していただくために、消防法令違反のある建物を香取広域市町村圏事務組合のホームページに公表する制度です。

公表の対象となる建物は？

- 飲食店、物品販売店舗、旅館、ホテル等の不特定多数の方が利用する建物。
- 診療所、病院、老人ホーム、障害者支援施設、幼稚園等のひとりで避難することが困難な方が利用する建物。



飲食店



物品販売店舗



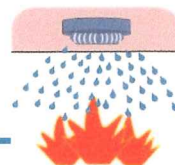
病院

公表の対象となる違反は？

- 消防法令に基づき設置しなければならない消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない場合です。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

公表の方法、内容は？

- 公表の方法は、香取広域市町村圏事務組合のホームページに掲載します。公表する内容は、以下のとおりです。

- ①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容



建物関係者の方々へ

皆様の所有、管理している建物が、下記の変更を行う場合には、新たに消防用設備等の設置が必要となる場合がありますので、事前に消防署へご相談ください。

- 建物の用途を変更する場合
- 飲食店、物品販売店舗、ホテル、病院、社会福祉施設などの用途が建物に入居する場合
- 増築や改築、また隣接する別の建物との接続を行う場合
- 窓や扉などの開口部の閉鎖工事を行う場合

お問い合わせ先

- ・香取広域市町村圏事務組合消防本部予防課 0478-52-1192
- ・佐原消防署 0478-52-4111
- ・小見川分署 0478-83-0119
- ・東庄分署 0478-86-1150
- ・山田分遣所 0478-78-2814
- ・多古分署 0479-76-3255
- ・栗源分遣所 0478-75-2131
- ・十六島出張所 0478-56-1115